

**【K S I 官公庁オークション】阿賀野市インターネット  
公有財産売却 せり売・入札形式 ガイドライン**

阿賀野市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」という。）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「阿賀野市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

**誓約書**

以下を誓約いたします。

今般、阿賀野市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴庁における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

1. 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

2. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と阿賀野市に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

3. 私は、阿賀野市の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および阿賀野市の現地説明、入札説明など

を傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について阿賀野市に対し一切異議、苦情などは申しません。

## 第1 公有財産売却の参加条件など

### 1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する者は、公有財産売却へ参加することおよび財産を買い受けることができません。)

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号に該当すると認められる者

(参考：地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第

- 2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員に該当すると認められる者
- (3) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - (4) 阿賀野市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
  - (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
  - (6) 日本語を完全に理解できない者
  - (7) 18歳未満の者
  - (8) 日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）、連絡先がいずれもない者

## 2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって阿賀野市が執行する一般競争入札およびせり売り（以下「入札」という。）の手続きの一部です。
- (2) 落札したにも関わらず、売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間阿賀野市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加する場合は、阿賀野市の定める入札保証金を納付してください。ただし、一部の動産については免除することがあります。
- (4) 公有財産売却に参加する場合は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）上の公有財産売却の物件詳細画面や阿賀野市において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。  
また、入札前に阿賀野市において現地説明会（動産の場合は供覧会等）を行うことがあります。希望する場合は、事前連絡のうえ購入希望の財産を確認してください。現地説明会等が行われない場合は、事前に連絡することにより阿賀野市において物件の確認が可能ですので、入札までに各自で購入希望の財産を確認してください。（説明会等に参加していなくても入札には参加できます。）
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

### ア. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。参加仮申し込みの際の参加者情報の登録は、住民登録されている住所、氏名（法人の場合は、登記事項証明書に記載されている所在地、名称、代表者氏名）により行ってください。

### イ. 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、阿賀野市のホームページより「公有財産等売却一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）」を印刷し、必要事項を記入後、次のいずれかの書類（以下「必要書類」という。）を添付のうえ、官公庁オークションシステムの参加申込締切日から起算して10日以内に阿賀野市役所に郵送または電子メールで送付するか持参してください。（郵送の場合は、必着）なお、30万円未満の動産については、申込書及び必要書類の提出を免除することがあります。物件詳細画面より免除の有無を確認してください。

（必要書類）

●動産・自動車の場合：身元確認ができる書類の写し（①～⑤のいずれか1通）

〈個人の場合〉

①運転免許証（両面）のコピー

②マイナンバーカード（顔写真の面）のコピー ※個人番号面をコピーした場合は番号の部分塗りつぶしてください

③パスポート（顔写真、所持人記入欄のページ）のコピー

④①～③がない場合、住民票の写し又は印鑑登録証明書（コピー可）

〈法人の場合〉

⑤登記事項証明書（コピー可）

●不動産の場合は、次の書類（原本）も必要です。

⑥住民票の写し（本籍地入り）（参加者が法人の場合は、法人の登記事項証明書）

⑦印鑑登録証明書

・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票の写しおよび印鑑登録証明書などは1通のみ提出してください。法人の登記事項証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書は、申込み日前3か月以内に作成されたものであることが必要です。また、提出された書類などは、一切返却しません。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

### 3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など阿賀野市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額および返還を請求することはできません。

(2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

（動産・自動車の場合）

(3) 公有財産が動産、自動車などである場合、阿賀野市はその公有財産の引渡しを売払代

金納付時の現状有姿で行います。

(4) 公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

(不動産の場合)

(5) 落札者は、売払代金の残金納付後すみやかに売却物件の所有権移転に関する登記を行ってください。ただし、落札者から請求があった場合は、阿賀野市が権利移転の登記を関係機関に嘱託することができるものとします。

(6) 所有権移転手続きに関する費用は、すべて落札者の負担とします。

(7) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

(8) 財産は、現状有姿で所有権移転します。阿賀野市は工作物の補修、改築、撤去、立木の伐採、草刈りなどには応じません。また、越境物の処理のほか、土地利用に関して隣接土地所有者、地域住民などとの調整等が生じた場合についても阿賀野市は関与しません。

(9) 所有権移転登記の名義人は落札者本人です。阿賀野市は、中間省略登記には応じません。

#### 4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加する場合は、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、法人の登記事項証明書に記載されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報および KSI 官公庁オークションログイン ID（以下「ログイン ID」という。）に登録されているメールアドレスを阿賀野市に開示されること。

・阿賀野市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ. 阿賀野市は、公有財産売却の参加者から直接または阿賀野市が公有財産売却システムで収集した個人情報を、阿賀野市文書事務取扱規程に基づき 5 年間保管します。収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や法人の登記事項証明書の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

## 5. 共同入札について

### (1) 共同入札とは

一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

※阿賀野市では、共同入札による参加は受け付けていません。

## 第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

### 1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、法人の登記事項証明書に記載されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

### 2. 入札保証金の納付について

#### (1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、阿賀野市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに定めるものとし、予定価格（最低落札価格）の100分の5以上とします。

#### (2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、阿賀野市が指定する方法で納付してください。

※阿賀野市では、「クレジットカード納付」のみの取扱いとなります。

・入札保証金には利息を付しません。

・原則として、入札開始2開庁日前までに阿賀野市が入札保証金の納付を確認できない場合は、入札することができません。

（クレジットカードによる納付）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従ってクレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保

証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対して、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾するとともに、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、阿賀野市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、官公庁オークションシステムの参加申込締切日から起算して 10 日以内に阿賀野市役所に郵送または電子メールで送付するか持参してください。（郵送の場合は、必着）

なお、30 万円未満の動産については、申込書及び必要書類の提出、入札保証金の納付を免除することがあります。物件詳細画面より免除の有無を確認してください。

・ VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。）

・ 法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

### (3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに阿賀野市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。また、落札者が入札に参加できない要件に該当する者で、当該入札が取り消された場合や、期日までに契約手続きが完了しない場合、または落札残金の支払いを期日までに行わなかった場合にも所有権は移転せず、入札保証金は返還しません。

### (4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

## 第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

### 1. 公有財産売却への入札

#### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札額には消費税相当額を含むものとします。

## (2) 入札をなかったものとする取り扱い

阿賀野市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

## 2. 落札者の決定

### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、阿賀野市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

#### ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

#### イ. 阿賀野市から落札者への連絡

落札者には、阿賀野市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。なお、阿賀野市への連絡や書類の提出の際に必要な阿賀野市独自の整理番号を表示します。

・阿賀野市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、阿賀野市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金および契約保証金を没収し、返還しません。

### (2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

## 3. 売却の決定

### (1) 落札者に対する売却の決定

阿賀野市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には阿賀野市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のう

え、印紙税法に定める印紙税相当分の収入印紙を貼付して、速やかに阿賀野市に直接持参または郵送してください。※不動産の場合は、実印を押印してください。

ア. 必要な書類

(ア) 落札通知（阿賀野市から落札者へ送信したメールをプリントアウトしたもの）

(イ) 印鑑登録証明書 ※不動産のみ（参加申し込み時に提出済みの場合は不要）

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。なお、入札額には消費税相当額を含むものとします。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申し込みの時点で公有財産売却に参加できる条件を満たしていなかった場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

#### 4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、阿賀野市が指定する売払代金の残金納付期限までに阿賀野市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合は、契約を解除し、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で一括納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

ア. 阿賀野市が指定する銀行口座への振込による納付

イ. 阿賀野市が用意する納付書による納付 ※ただし、阿賀野市が納付を確認できるまで期間を要します。

ウ. 現金書留による送付（金額が 30 万円以下の場合）

#### 5. 入札保証金の返還

#### (1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

(クレジットカードによる納付の場合)

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

## 第4 せり売形式で行う公有財産売却の手続き

せり売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

### 1. 公有財産売却への入札

#### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

入札期間の自動延長は行いません。なお、入札額には消費税相当額を含むものとします。

#### (2) 入札をなかったものとする取り扱い

阿賀野市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

## 2. 落札者の決定

### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、阿賀野市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

### (2) せり売終了の告知

阿賀野市は、落札者を決定したときは、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

### (3) 阿賀野市から落札者への連絡

落札者には、阿賀野市から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。なお、阿賀野市への連絡や書類の提出の際に必要な阿賀野市独自の整理番号を表示します。

・阿賀野市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、阿賀野市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金および契約保証金を没収し、返還しません。

### (4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

## 3. 売却の決定

### (1) 落札者に対する売却の決定

阿賀野市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には阿賀野市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、印紙税法に定める印紙税相当分の収入印紙を貼付して、速やかに阿賀野市に直接持参または郵送してください。※不動産の場合は、実印を押印してください。

ア. 必要な書類

(ア) 印鑑登録証明書（入札参加申し込み時に提出済みの場合は不要）

(イ) 落札通知（落札者へ送信したメールをプリントアウトしたもの）

#### イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額（消費税相当額を含む）とします。

#### ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

#### (2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申し込みの時点で公有財産売却に参加できる条件を満たしていなかった場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

### 4. 売払代金の残金の納付

#### (1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

#### (2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、阿賀野市が指定する売払代金の残金納付期限までに阿賀野市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合は、契約を解除し、事前に納付された保証金を没収し、返還しません。

#### (3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で一括納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

ア. 阿賀野市が指定する振込方法による納付※ただし、阿賀野市が納付を確認できるまで期間を要します。

イ. 現金書留による送付（金額が30万円以下の場合のみ）

### 5. 入札保証金の返還

#### (1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

（クレジットカードによる納付の場合）

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還

する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。  
ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係  
上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合があります  
るので、ご了承ください。

## 第5 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

阿賀野市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には阿賀野市より契約書を送付しますので（30万円未満の動産売買を除く）、落札  
者は必要事項を記入・押印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、直接持参または郵  
送してください。（自動車の場合は、収入印紙は不要です。）※不動産の場合は、実印を押印  
してください。

自動車・動産は、売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、阿賀野市が  
指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応  
してください。

不動産は、権利移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。現地での引渡し  
は行いません。

### 1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

### 2. 権利移転の手続きについて

売払代金の全額を納付した後、阿賀野市にその旨連絡してください。

#### (1) 不動産の場合

ア. 売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて阿賀野市が不動産登記簿上の権  
利移転のみを行いますので、阿賀野市から送付する「所有権移転登記請求書」に必要事項  
を記入・実印を押印して、売払代金の残金納付期限までに提出してください。

なお、売払代金の残金納付期限は阿賀野市が指定する日となります。

イ. 所有権移転の登記が完了するまで、所有権移転登記請求書提出後、期間を要するこ  
とがあります。

#### (2) 自動車の場合

ア. 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に  
当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。

イ. 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名  
義にはできません。

### 3. 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など阿賀野市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額および返還を請求することはできません。なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。
- (2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

### 4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

(不動産の場合)

- (1) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。
- (2) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。  
売払代金の残金を納付後、収入印紙などを阿賀野市に送付してください。  
・所有権移転登記を行う際に、阿賀野市と所管の法務局との間で登記嘱託書などの書類を送付するために郵送料が必要です。

(自動車の場合)

- (1) 権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙および自動車審査証紙、自動車税環境性能割など）は落札者の負担となります。  
ア. 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙および自動車審査証紙が必要です。  
イ. 自動車税環境性能割および自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。
- (2) 阿賀野市から落札者への物件の引き渡しにかかる輸送費（送料等）は落札者の負担となります。

(自動車以外の動産の場合)

- (1) 阿賀野市から落札者への物件の引き渡しにかかる輸送費（送料等）は落札者の負担となります。

## 第6 注意事項

### 1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

- (1) 公有財産売却の参加申し込み期間中  
売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。  
ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

- イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

#### (2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

#### (3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

## 2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

#### (1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

#### (2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、いずれの場合も公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落とし時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

## 3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という。）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、阿賀野市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、阿賀野市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、阿賀野市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、阿賀野市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、阿賀野市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、阿賀野市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず阿賀野市は責任を負いません。

#### **4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間**

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

#### **5. リンクの制限など**

阿賀野市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、阿賀野市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、阿賀野市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、阿賀野市に無断で転載・転用することは一切できません。

#### **6. システム利用における禁止事項**

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。

- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

## 7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

## 8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨  
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語  
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限りです。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいいます。）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻  
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によりします。

## 9. 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

## 10. 阿賀野市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

阿賀野市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合には、阿賀野市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

## 11. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、阿賀野市が掲載したものでない情報については、阿賀野市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

#### クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という。）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。